

デイサービス やまびこ 運営規程

通所介護・介護予防通所サービス

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する、デイサービスやまびこ指定通所介護、介護予防通所サービス事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護、介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護、介護予防通所サービスを提供する事を目的とします。

(運営の方針)

第2条 通所介護事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行います。

2 通所介護事業所の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、意欲向上の働きかけ及び自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。また、利用者が出来ることは、利用者自らが行うことを基本としたサービスの提供に努めます。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。介護予防通所サービスにおいては、指定介護予防支援事業所との連携を密にし、サービスを提供します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 デイサービスやまびこ
- 二 所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（常勤）
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとします。
- 二 生活相談員 2名以上（常勤、常勤兼務）
利用者及びその家族の保健・医療又福祉サービスの全般的な相談を受けます。また、それぞれの利用者に応じて通所介護（介護予防通所サービス）計画を作成し、利用者又は、その家族に対し、その内容等について説明を行うものとします。
- 三 看護職員 2名以上（非常勤、非常勤兼務）
利用者の健康チェック及び、病状、事故により、健康状態が急変した時は、適切な処置及び指示を行います。
- 四 介護職員 6名以上（常勤、常勤兼務、非常勤）
利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行います。
- 五 機能訓練指導員 2名以上（常勤、非常勤兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日～土曜日。ただし、1月1日～1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分（送迎時間含む）
- 三 サービス提供時間 午前9時30分～午後4時45分

(利用人員)

第6条 事業所の利用定員は1日40人とします。

(通所介護の内容)

第7条 事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、アクティビティ等を実施します。

(サービスの取り扱い方針)

第8条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(利用料及びその他の費用)

- 第9条 通所介護及び介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。
- 2 事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
 - 二 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 三 おむつ代
 - 四 その他、通所介護及び介護予防通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
 - 3 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとします。

(利用料の変更等)

- 第10条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(通常の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施区域は、神戸市東灘区内とします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第12条 利用者は指定通所介護、介護予防通所サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとします。
- (食事) 通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただきます。
 - (喫煙) 全館禁煙とします。
 - (飲酒) 通所介護利用中の飲酒は厳禁です。
 - (衛生保持) 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

(禁止行為)

- 第13条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第14条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(緊急時における対処方法)

- 第15条 通所介護員等は、通所介護、介護予防通所サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた

ときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する義務を負います。

- 2 利用者に対する指定通所介護、介護予防通所サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなうものとします。

(非常災害対策)

- 第16条 事業所は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震に対処する計画を作成し、防火管理者又は火災、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検。
 - 二 地域住民や関係機関等と交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
 - 三 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

(虐待防止に向けた体制等)

- 第17条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。
- 一 虐待防止検討委員会を設け、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
 - 二 虐待防止のための指針を整備します。
 - 三 職員は、定期的に虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(身体拘束防止に向けた体制等)

- 第18条 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

(感染症対策)

- 第19条 事業所は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。
- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
 - 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
 - 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

(ハラスメント対策)

- 第20条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第21条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護員その他の職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行います。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(記録の整備)

- 第22条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 事業所は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

- 第23条 事業所は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(その他運営についての留意事項)

- 第24条 通所介護、介護予防通所サービス事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 事業所は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
 - 3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持します。
 - 4 従業者であったものに、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を守るべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(附則)

この規程は、令和 3年 10月 1日から施行する。